

第2回公営企業会計決算特別委員会会議記録

日 時 令和4年9月20日(火曜日)

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第4委員会室

午後 零時 4分 散会

付託事件

議案第66号, 認定第2号

1 本日の会議に付した事件

- (1) 議案第66号 令和3年度水戸市下水道事業会計資本剰余金の処分について
- (2) 認定第2号 令和3年度水戸市公営企業会計決算認定について

2 出席委員(12名)

委員長	木本信太郎	君	副委員長	森正慶	君
委員	萩谷慎一	君	委員	田中真己	君
委員	綿引健	君	委員	後藤通子	君
委員	黒木勇	君	委員	大津亮一	君
委員	内藤丈男	君	委員	栗原文隆	君
委員	小川勝夫	君	委員	松本勝久	君

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(1名)

議員 袴塚孝雄 君

5 説明のため出席した者の職, 氏名

上下水道事業 管理者	荒井宰	君	上下水道局 水道部長	木村勤	君
水道部参事兼 水道総務課長	関谷勇	君	水道部参事兼 経理課長	梶山哲	君
水道部技監兼 給水課長	梶山学	君	水道整備課長	杉山健一	君
浄水管理 事務所長	林忠勝	君			
上下水道局 下水道部長	坪貴之	君	下水道部参事兼 下水道管理課長	鬼澤英一	君
下水道整備課長	小田博之	君	下水道施設 管理事務所長	渡邊基弘	君

6 事務局職員出席者

法制調査係長 武田侑末子 君 書記 大内しおり 君
書記 昆節夫 君

午前10時 0分 開議

○木本委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから第2回公営企業会計決算特別委員会を開会します。

この際、お諮りいたします。当委員会における着席の位置につきましては、現在、御着席のとおりとさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

これより議事に入ります。

さきの本会議において当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表(2)のとおり、議案第66号及び認定第2号であります。

審査の進め方について

○木本委員長 初めに、審査の日程についてでございます。

さきの委員会において御確認いただきましたとおり、委員会の審査日程が3日間となっておりますので、本日は、初めに委員の皆様から請求のありました資料について執行部から説明を受けた後、本日と明日の2日間で、委員からの通告に基づく質疑を行い、25日に総括的な御意見を伺った後、採決を行ってまいりたいと思いますので、御承知お祈りいたします。

次に、発言者についてでございます。

さきの委員会におきまして通告制による審査を決定し、5人の委員から通告があったところでございます。通告に基づく質疑は、お手元に配付しております公営企業会計決算特別委員会発言通告一覧のとおり、通告順に、本日は松本委員、小川委員、萩谷委員、また、明日は黒木委員、田中委員の順に行っていただきたいと思っておりますので、御了承願います。

また、質疑時間につきましては、さきの委員会において通告者1人当たりの持ち時間をおおむね1時間とし、通告者の質疑の後に行います関連質疑の取扱いにつきましては、全ての通告を通して各委員1人当たりの持ち時間をおおむね10分とすることで決定したところでございますので、よろしくお祈りいたします。

なお、関連質疑につきましては、各委員の通告に基づく質疑終了後に行いますので、御承知お祈りいたします。

なお、前方左側に設置しましたモニターで発言の残時間を表示いたしますので、御承知お祈りいたします。

それではお諮りいたします。

この際、当委員会に付託となっております議案第66号及び認定第2号を一括議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 御異議なしと認め、一括議題とします。

決算審査に係る請求資料の説明

○木本委員長 それでは、これより委員の皆様からございました決算審査に係る請求資料について、執行部

より順次説明をお願いいたします。

それでは、林浄水管理事務所長から順に御説明をお願いいたします。

○林浄水管理事務所長 おはようございます。

水道事業会計から御説明いたします。

お手元の令和3年度水道事業会計決算請求資料を御覧ください。

1ページをお開き願います。

放射性物質を含む水質検査結果表につきましては、黒木委員、田中委員の請求資料でございます。

上段の表は水道水の水質検査結果、下段の表は笠原水源の水質検査結果を記載してございます。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

○梶山水道部参事兼経理課長 2ページをお開き願います。

2ページの流動資産における未収金（給水収益）詳細につきましては、黒木委員の請求資料でございます。

令和3年度前において調定いたしました給水収益のうち、3月31日現在において支払いが済んでいない水道料金につきましては、主に一般の方が使用する口径13ミリメートルから25ミリメートルと、店舗などで使用する口径40ミリメートル以上の使用区分ごとの調定件数と未収金額の内訳となっております。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

3ページを御覧願います。

未利用財産（土地・建物）の状況につきましては、黒木委員の請求資料でございます。

令和3年度末、令和4年3月31日現在の状況でございます。

未利用財産につきましては、利活用計画に基づき利活用を進めているところでございます。水道部が保有する未利用財産ですが、土地は17件、4万1,851平方メートル、建物は10件、施設面積2,841.75平方メートルでございます。

それぞれの位置につきましては、5ページの位置の番号と数字が一致しておりますので、後ほど御覧願います。

6ページをお開き願います。

令和3年度未利用財産売却の詳細につきましては、黒木委員の請求資料でございます。

水道部で所有する未利用地のうち鯉淵町地内にあります内原第4取水場用地につきましては、令和3年6月に一般競争入札を実施し、売却したところでございます。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

○杉山水道整備課長 続きまして、7ページを御覧願います。

施設の更新、耐震化について、基幹管路の耐震化状況について、口径500ミリメートル以上管路の耐震化状況につきましては、黒木委員の請求資料でございます。

上段の表は基幹管路の耐震化状況といたしまして、令和2年度末と令和3年度末における基幹管路の耐震適合性のある管延長と基幹管路総延長、耐震適合率を記載したものでございます。令和3年度末において、管路総延長13万9,962メートルのうち、耐震適合性のある管延長は7万6,396メートル、耐震適合率は54.6%でございます。

次に、下段の表、口径500ミリメートル以上管路の耐震化状況につきましては、同じく令和2年度末と令和3年度末における耐震適合性のある管延長と口径500ミリメートル以上管路総延長、耐震適合率を記載したものでございます。令和3年度末、口径500ミリメートル以上管路総延長5万2,399メートルのうち、耐震適合性のある管延長は5万1,725メートル、耐震適合率は98.7%でございます。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

続きまして、8ページをお開き願います。

施設の更新、耐震化について、老朽管の状況について、老朽管路更新の推移につきましては、黒木委員の請求資料でございます。

上段の表は、老朽管の状況についてといたしまして、令和元年度末から令和3年度末における老朽管延長と管路総延長、老朽管路率を記載したものでございます。

令和3年度末において、管路総延長179万8,745メートルのうち、法定耐用年数40年を超える老朽管の延長は27万8,440メートル、老朽管路率は15.5%でございます。

次に、下段の表、老朽管路更新の推移につきましても、令和元年度末から令和3年度末における法定耐用年数40年を超える铸铁管等と石綿管の年度ごとの撤去延長と残存延長、合計延長を記載したものでございます。令和3年度末铸铁管等の撤去延長2,192メートル、残存延長27万7,205メートル、石綿管の撤去延長942メートル、残存延長1,235メートル、撤去延長合計3,134メートル、残存延長合計27万8,440メートルでございます。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

続きまして、9ページを御覧願います。

施設の更新、耐震化について、水管橋（口径300ミリメートル以上）の布設状況につきましては、黒木委員の請求資料でございます。

令和3年度末における口径300ミリメートル以上の水管橋12橋の橋りょう名または河川名、場所、口径、延長、設置年を記載したものでございます。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

○林浄水管理事務所長 続きまして、10ページをお開き願います。

施設の更新、耐震化について、配水池及び浄水施設の耐震化に関する資料につきましては、黒木委員の請求資料でございます。

上段の表は、配水池の耐震化状況、下段の表は、浄水施設の耐震化状況を記載してございます。

続きまして、11ページを御覧ください。

水道水の臭気原因と対策詳細につきましては、黒木委員の請求資料でございます。

浄水処理におけるカビ臭対策について、水道原水にカビ臭原因物質が含まれる場合の対策を記載してございます。

次に、12ページをお開き願います。

12ページから16ページまで、令和3年度施設管理等委託業務詳細につきましては、黒木委員の請求資料でございます。

令和3年度に実施いたしました委託業務のうち、契約金額が50万円以上の業務内容を記載してございます。なお、複数年にわたる長期契約につきましては、契約金額の総額を括弧書きにして記載してございます。詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

○**関谷水道部参事兼水道総務課長** 続きまして、資料の17ページをお開き願います。

水道事業経営戦略の投資・財政計画と決算の比較につきましては、田中委員からの請求資料でございます。こちらの表は、令和元年度に策定いたしました水戸市水道事業経営戦略における令和2年度及び3年度の投資・財政計画と決算の比較につきまして表にまとめたものでございます。

このうち、上段の収益的収支では、収支と記載の欄が純利益となり、また下段の資本的収支における収支の欄につきましては、収入額が支出額に不足する額を示しております。

詳細につきましては、お目通しくださいますようお願いいたします。

○**梶山水道部参事兼経理課長** 18ページをお開き願います。

18ページの当年度純利益・前年度繰越利益剰余金・当年度未処分利益剰余金の過去5年間の推移につきましては、田中委員の請求資料でございます。

平成29年度から令和3年度までの当年度純利益、前年度繰越利益剰余金、当年度未処分利益剰余金の推移となります。令和3年度の当年度純利益は、下から5行目に記載のとおり、7億7,900万5,332円であり、その金額が当年度未処分利益剰余金となります。

令和3年度以外の各年度につきましては記載のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

○**梶山水道部技監兼給水課長** 続きまして、19ページを御覧ください。

田中委員よりありました請求資料でございます。過去5年間の鉛製給水管解消率の推移になります。

令和3年度につきましては、解消件数3,419件、残存件数2万8,993件になり、解消率にしますと73.2%になります。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

○**杉山水道整備課長** 続きまして、20ページをお開き願います。

石綿管の布設替えの状況につきましては、田中委員の請求資料でございます。

令和2年度末と令和3年度末における石綿管の撤去延長と残存延長を記載したものでございます。令和3年度末の撤去延長942メートル、残存延長1,235メートルでございます。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

○**梶山水道部技監兼給水課長** 続きまして、21ページを御覧ください。

田中委員よりありました請求資料でございます。

令和3年度の漏水調査の執行状況です。

給水管漏水調査業務委託につきましては、市内を46か所に工区割りし、8年周期にて調査しております。緊急漏水調査、宅内漏水調査業務委託におきましては、1年間を通した単価契約にて施行しております。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

○**関谷水道部参事兼水道総務課長** 続きまして、ページを返していただきまして、資料の22ページをお開き願います。

企業債の利率別の未償還残高総額及び利息支払額につきましては、田中委員からの請求資料でございます。令和3年度末における企業債の利率別の状況について表にまとめたものでございます。

最下段、右から2列目の未償還残高につきましては208億83万768円で、表の中ほどに記載の支払利息額につきましては2億5,206万124円でございます。

詳細につきましては、お目通しをさせていただきますようお願いいたします。

○**梶山水道部参事兼経理課長** 続きまして、23ページの新型コロナウイルス感染拡大に伴う徴収猶予につきましては、田中委員の請求資料でございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、国より水道料金などの支払いに困難な事情のある方に対して支払いの猶予などの対応が要請されたことから、本市におきましては、令和2年4月20日から令和4年3月31日までの約2年間におきまして、130件の猶予申請を受付しております。また、受付に伴う支払猶予対象額は1,756万3,414円となっております。

詳細については、お目通しをお願いいたします。

続きまして、24ページをお開き願います。

24ページの給水停止件数と停止基準につきましては、田中委員の請求資料でございます。

令和3年度における給水停止予告書数は表の左から2列目、Aの欄の最下段の1万4,529件で、給水停止執行件数は、表の右から3列目、Eの欄の最下段になります1,971件でございます。

給水停止の基準につきましては、水道料金を2期分滞納し、督促にも応じず、給水停止予告書において指定の納入期限を過ぎても納入のない場合に、水戸市水道事業給水条例の規定に基づきまして給水停止を行うこととなります。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

25ページの給水件数の一般用の過去5年間の推移につきましては、田中委員の請求資料でございます。

令和3年度末における給水件数は14万141件であり、内訳は一般用となります。一般用のうち、一般家庭の件数は13万2,260件となり、全給水件数に対する割合は94.4%となります。

詳細については、お目通しをお願いいたします。

ページを返していただきまして、26ページをお開き願います。

26ページの消費税及び地方消費税の納付額につきましては、田中委員の請求資料でございます。

水道事業における令和3年度消費税及び地方消費税の国への納付額は、表の一番右側に記載してございます1億8,033万4,600円となっております。

詳細については、お目通しをお願いいたします。

○**林浄水管理事務所長** 次に、27ページを御覧ください。

年度別の茨城県中央広域水道用水供給事業からの受水につきましては、田中委員の請求資料でございます。

上段の表は、平成10年度から令和3年度までの受水量と受水費を記載してございます。下段の表は、令和3年度の月別の受水量と受水費を記載してございます。

詳細については、お目通しをお願いいたします。

続きまして、28ページをお開き願います。

年度別の常澄・内原配水池の配水量につきましては、田中委員の請求資料でございます。

上段の表は常澄配水池について、下段の表は内原配水池について開江浄水場からの補給水と県水受水の水量を年度別で記載してございます。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

続きまして、29ページ、施設能力及び実配水量につきましては、田中委員からの請求資料でございます。

左から施設名、現況施設能力、総配水量、1日最大配水量を記載してございます。

○**関谷水道部参事兼水道総務課長** ページを返していただきまして、資料の30ページをお開き願います。

職員に関する事項につきましては、田中委員の請求資料でございます。

過去5年間の職員定数、年度末職員数の推移を(1)に、職員の年齢構成を(2)に、及び会計年度任用職員数の推移を(3)にまとめたものでございます。

次に、資料の31ページにつきましては、同じく田中委員から請求がございました災害時の応急給水体制についての資料でございます。

こちらは、災害時における市民との協働による応急給水活動の流れを示したものでございます。活動の実施に当たりましては、資料の下側に2番といたしましてイラストを掲げておりますが、初めに、市内の各市民センターに保管してあります組立て式の給水タンクをイラストの1番のとおり、組織の方々にも御協力をいただきながら設置いたします。次に、2番となりますが、水戸市管工事業協同組合に加盟の組合員が車載給水タンクをトラックに乗せ、市内の配水地など給水基地から飲料水を補給した後、各市民センターに運搬し、設置された給水タンクに注水をいたします。その後、注水後となりますが、イラストの3番、4番に示すとおり、給水活動の実施の流れとなるものでございます。

詳細につきましては、お目通しくださいますようお願いいたします。

続きまして、ページを返していただきまして、資料の32ページにつきましては、田中委員から請求がございました駅南倉庫についての資料でございます。

こちらは、議案書⑧の決算書において工事一覧が掲載されておりますが、その中に水道部倉庫建築工事についてという記載がございます。そちらを概要としてまとめたものでございます。

既存倉庫の老朽化に伴い、新たに倉庫の建て替えを行い、応急給水・応急復旧用資機材等を保管するために設置したものでございます。あわせて、災害時には水道部の応急活動拠点としても活用を図ることとしたものでございます。

こちらにつきましても、詳細はお目通しくださいますようお願いいたします。

○**林浄水管理事務所長** 次に、33ページを御覧願います。

汚泥の放射性物質の検査結果及び汚泥の再利用の状況につきましては、田中委員の請求資料でございます。

上段の表は、開江浄水場、楮川浄水場の浄水処理で発生した汚泥の放射性物質の検査結果を記載してございます。下段の表は、浄水処理で発生した汚泥の再利用状況について記載してございます。

詳細につきましては、お目通し願います。

続きまして、34ページをお開き願います。

原発事故災害補償金の事由につきましては、田中委員の請求資料でございます。

笠原水源湧水及び浄水場で発生した汚泥の放射性物質の測定検査費用につきましては、東京電力に請求した金額と収入額を記載してございます。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

以上で、水道事業会計決算請求資料の説明を終わります。

○鬼澤下水道部参事兼下水道管理課長 続きまして、令和3年度下水道事業会計決算請求資料について御説明申し上げます。

お手元の下水道部提出の請求資料1ページを御覧願います。

維持管理にかかる経費の過去5年間の推移につきましては、萩谷委員からの請求資料でございます。

表の一番右側の令和3年度におきまして、維持管理費は17億6,178万5,071円であり、令和2年度とほぼ同等の金額となっております。

その下、使用料の過去5年間の推移につきましては、萩谷委員、田中委員からの請求資料でございます。

表の一番右側の令和3年度におきましては、調定額の現年度分と過年度分の合計が40億5,546万1,077円、収入済額が35億9,296万3,805円で、収納率が88.6%、不納欠損額が677万4,379円で、収入未済額が4億5,572万2,893円でございます。

2ページを御覧願います。

一般会計繰入金の過去5年間の推移につきましては、萩谷委員、黒木委員、田中委員からの請求資料でございます。

表の一番右側の令和3年度におきましては、48億7,800万円を繰り入れております。

その下、整備総面積に占める、市街化調整区域における整備面積の過去5年間の推移につきましては、萩谷委員からの請求資料でございます。

表の一番右側の令和3年度末におきましては、整備済みの面積が4,966ヘクタールであり、そのうち市街化調整区域の面積は1,030ヘクタールでございます。

一番下の市の債務残高に占める、下水道に関する債務の過去5年間の推移につきましては、萩谷委員からの請求資料でございます。

表の一番右側の令和3年度末におきましては、市全体の起債の残高は2,373億4,033万8,640円であり、そのうち下水道事業における残高は708億5,230万431円でございます。

3ページを御覧願います。

廃止となった施設の状況につきましては、黒木委員からの請求資料でございます。

廃止となった施設は5つございまして、双葉台浄化センター、大塚・赤塚浄化センター、けやき台浄化センターはフレックスプランの処理施設で、残り2つはポンプ施設でございます。

4ページを御覧願います。

施設の耐震化状況及びストックマネジメント計画につきましては、黒木委員からの請求資料でございます。

(1)の施設の耐震化状況は、3つの浄化センター、8つのポンプ場、そして管路施設について耐震診断の結果や耐震化工事の状況について記載しております。(2)の施設のストックマネジメント計画は、計画期間と施設の改築工事の実施状況と今後の予定について、工事費や主な工事の内容を記載してございます。

5ページを御覧願います。

水戸市浄化センターにおける消化ガス発電効果につきましては、黒木委員からの請求資料でございます。

表の一番下の令和3年度におきましては、発電電力量が149万7,617キロワットアワーでございます。

その下、下水道使用料に係る消費税及び地方消費税の額の5年間の推移につきましては、田中委員からの請求資料でございます。

表の一番右側の令和3年度におきましては、下水道使用料の現年度調定額35億9,427万9,011円のうち、消費税及び地方消費税額は3億2,648万1,833円でございます。

6ページを御覧願います。

受益者負担金の収納及び不納欠損について過去5年間の推移、滞納処分の状況につきましては、田中委員からの請求資料でございます。

(1)の収納及び不納欠損の状況といたしまして、表の一番右側の令和3年度におきましては、調定額の現年度分と過年度分の合計が1億1,406万6,957円、収入済額が1億440万6,559円で、収納率が91.5%、不納欠損額が43万5,435円で、収入未済額が922万4,963円でございます。

(2)の滞納処分の状況といたしまして、表の一番右側の令和3年度におきましては、差押えが2件であり、交付要求と滞納処分の執行停止はございませんでした。

7ページを御覧願います。

建設事業費の過去5年の推移につきましては、田中委員からの請求資料でございます。

表の一番右側の令和3年度におきまして、建設事業費は38億6,550万8,389円であり、ほぼ前年度並みでございます。

その下、普及率と整備率の過去5年間の推移につきましては、田中委員からの請求資料でございます。

表の一番右側の令和3年度におきましては、住民基本台帳人口に対する処理区域内の人口の割合を示す普及率が79.9%、事業計画区域面積に対する整備面積の割合を示す整備率が86.6%でございます。

8ページを御覧願います。

水戸市浄化センター・那珂久慈流域下水道の処理能力と処理量について過去5年間の推移につきましては、田中委員からの請求資料でございます。

一番上の表は、処理能力を示しております。その下の表は、1日当たりの処理水量を示しており、一番右側の令和3年度におきまして、水戸市浄化センターの処理量は5万4,755立方メートル、那珂久慈浄化センターの水戸市分の処理量は2万4,307立方メートルでございます。

一番下の那珂久慈流域下水道に関する負担金の単価及び支出状況につきましては、田中委員からの請求資料でございます。

表の一番右側の令和3年度におきまして、那珂久慈流域下水道維持管理負担金は5億5,335万円でございます。また、当該負担金の単価は1立方メートル当たり税抜き56.7円でございます。

9ページを御覧願います。

企業債について利率別の未償還残高総額及び利息支払額につきましては、田中委員からの請求資料ござ

います。

令和3年度における企業債の元金償還額と利子の支払額、そして、その後の残高について利率別にまとめた表になっております。

一番下の計の欄におきまして、企業債の残高の件数は248件であり、残高は708億5,230万431円でございます。

その下、新型コロナウイルス感染拡大に伴う徴収猶予の状況につきましては、田中委員からの請求資料でございます。

徴収猶予は、下水道使用料について令和2年4月20日から令和4年3月31日まで受付し、119件、1,122万9,904円分の猶予を行いました。

10ページを御覧願います。

職員定数、年度末職員数、会計年度任用職員の過去5年の推移、年齢構成（5歳ごと）につきましては、田中委員からの請求資料でございます。

(1)の職員定数、年度末職員数の過去5年の推移についてにおきましては、表の一番右側の令和3年度の職員定数は57人、年度末職員数は55人でございます。

(2)の令和3年度末の職員の年齢構成（5歳ごと）についてと、11ページの(3)嘱託員・臨時職員・会計年度任用職員数の過去5年の推移については記載のとおりでございます。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

請求資料の説明は以上でございます。

○木本委員長 以上で、請求資料の説明は終わりました。

通告に基づく質疑

○木本委員長 それでは、これより議案第66号及び認定第2号につきまして、通告に基づき質疑を行います。

なお、委員の皆様には、円滑な委員会運営のため重複する質疑は極力避けていただき、質疑が決算書等に基づくものであれば、その記載箇所をお示しいただきながら簡潔に質疑を行っていただくとともに、令和3年度の決算に関係のない要望等の議論につきましては、避けていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、松本委員から発言をお願いいたします。

○松本委員 委員長に、始まる前にちょっとお伺いしておきたいんだけども——タイマーはスタートしていいですよ——通告者の方々が当初予算で反対をしておいた件に対しては、決算で質疑をやっているんですか。私が以前に委員長をやったときには、当初予算で反対した人は、その項目は質疑ができないというふうにした経緯があるんです。ですから、今回正副委員長は関係なく、通告どおりやられたんだということであれば、それは正副委員長の権限だから構いませんけれども、賛成しておいて、この当初予算と決算がどうなっているのかというのが決算委員会ですからね。要するにそれを認めるか認めないかの話ですから、1円であっても公金は公金ですから、そんなことで申し上げておきたいと思っておりますけれども、それについて

は別にないですね、御意見は。

○木本委員長 確認なんですけれども、事務局のほうで、今までそういった各委員の賛成、反対はあるかと思うんですけれども、過去の決算委員会ではどのような取扱いをしていたのか、ちょっと御説明いただければ。

○松本委員 執行部のほうでさ、反対だけされておいて、後で決算でどうだのこうだのと言われても執行部のほうだって困ると思うの。だから、私は以前にそういうことをやった経緯があるから参考までにお話をしています。いいですか、これでね。

○木本委員長 じゃ、すみません、お願いいたします。

○松本委員 通告は、本会議において燃料の問題等について、9月5日が議会の初日で、決算委員会の通告締切りは8日の夕方まで。しかし、私は5日の日にこの決算委員会のほうも通告をしておきました。それは、日立市の消防にある自前のスタンドです。後で見てください。これは日立市とお互いにいいところはまね合う。それで日立がまねしたのは、私が前に提案しました災害時のイメージ、これをこういうところにもまねしてきて、ですから、お互いにいいところはまね合って、市民が安心して暮らせるような、そういう上下水道であってほしいなというふうなことを一言申し上げておきたいと思います。

それで、燃料の問題であります、今国がリッター幾ら、私は35円だと思っています。国がガソリン補助金を出してますね、高騰で今どんどん上がっていますから、これを抑えるためにリッター35円、これに対する国債、国の借金が1,300億円。だから、トータルしますと、国だけでも1,241億円の借金があります。それと、県と水戸市がありますから、平均にならして、これをトータルすると、皆さんも含めて1,200万円の借金を背負っているということでもあります。

それでは、質疑に入りたいというふうに思います。

上下水道の要するに燃料を使う公用車について、これはそれぞれの部署で担当がそれぞれお答えになるんでしょうから、上水道のほうからお答えをいただきたいと思います。

○木本委員長 それでは、答弁を求めます。

梶山参事兼経理課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えをいたします。

水道部で使用しております公用車の台数でございますが、主に事務連絡ですね。あとは現場への打合せ、確認、検査、そういったものに使う車両といたしまして30台、そして、先ほどちょっと話も出ましたが、災害時に使用することとなります給水車を水道部では保有しております、その給水車につきましては2台持っております。したがって、部全体での公用車といたしましては32台保有しているところでございます。

○木本委員長 これ続けていいですか、松本委員。

○松本委員 いいですよ、上下水道一緒に。

○木本委員長 それでは、鬼澤参事兼下水道管理課長。

○鬼澤下水道部参事兼下水道管理課長 下水道部につきましては、公用車の台数ですが、下水道部で15台保有してございまして、主に現地の確認や現場工事への監督等に使用しております。

○木本委員長 松本委員。

○松本委員 持っている公用車は32台と15台ということになりますと47台、上下水道でね。そういうことになりますね。

そうすると、この車の、当然これ国の法律だから車検もやりますよ。これは大きい車なのか、トラックなのか、乗用車なのか、それによって車検の年数というのが違うと思うんですね。あるいは新車なのか、古いのかによっても違うと思っているんですけども、車検というのは、それぞれ法に従ってやっていますよね。じゃ、車検というのは何のためにやるんですか。

○木本委員長 梶山参事兼経理課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

ただいま委員さん御指摘のように、車検の必要性というものは国で定められております。車の種類によりまして1年と2年、そして新車の場合には3年後に行うというのが決められてございます。

水道部におきましては、普通貨物については1年、軽自動車については2年の期間で行っていたと思います。これは当然、国の法律に基づいて行うわけですが、使用する車両の安全性の確保が主たる目的で行っているところでございます。

○木本委員長 鬼澤参事兼下水道管理課長。

○鬼澤下水道部参事兼下水道管理課長 ただいまの車検の件につきましては、ほぼ水道部と同じお答えになるんですけども、車を安全に運行するために車検を行っておりまして、下水道部では普通自動車が8台、軽自動車が7台ございまして、それぞれ貨物につきましては1年、普通自動車、軽自動車の乗用につきましては2年ごとに車検を行ってございます。

○木本委員長 松本委員。

○松本委員 分かりました。

次に、平成3年度にこの47台が使った燃料費について。令和3年ね、去年のね。これはトータル出てますよね、決算。使ったんだからわかっぺよ。だからその燃料の要するに経費だね。燃料を入れた経費、令和3年度の47台の経費、これちょっとお答えいただきたいと思います。

○木本委員長 梶山参事兼経理課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

水道部におきましては、軽自動車は、当然ガソリンのほうを使っております。ただ、先ほどちょっと申しましたが、給水車ですとか、あとは作業で使うトラックを所有しております関係から、軽油のほうも購入してございます。

令和3年度におきまして、全体でガソリンが186万5,572円、そして軽油につきましては9万9,199円の支出をしております。あわせまして196万4,771円が決算額というような形でございます。

○木本委員長 鬼澤参事兼下水道管理課長。

○鬼澤下水道部参事兼下水道管理課長 下水道部につきましては、ガソリン代として令和3年度に使用した金額は、全て下水道部のほうはガソリンなんですけれども、令和3年度に使用したガソリン代は80万

6,126円でございます。

○木本委員長 松本委員。

○松本委員 これは両方ともガソリンと軽油ということですね。両方の価格なんでしょう、間違いありませんか。

○木本委員長 下水道部はガソリンだけ。

○松本委員 だから、両方について、ガソリンと軽油の値段でそれぞれの答えが出たということでしょう。いいですか、いいですね。

そしたらば、前段で車検というのは何のためにやるという話を聞いた、私。そこで何か抜けているような気がする。車検には、キロ数にもよるでしょうけれども、オイル交換というのをやるでしょう。オイルというのは燃料の中に入らないんですか、これ、いかがですか。オイルの交換だよ。

○木本委員長 梶山参事兼経理課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えをいたします。

オイルにつきましては、工場で交換のほうをさせていただいております。それはオイルを交換した後の廃棄も含めてお願いをすることから、燃料費の科目での支出ではなくて、修繕費の中での支出となります。単品でオイルを買うとすれば、燃料費での執行になるかとは思いますが、令和3年度においてオイルそのものを購入いたしまして、水道部職員が交換をするというようなことはなかったものですから、今回の燃料費の決算においてオイルの部分についての支出はなかったものであります。

○木本委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道部参事兼下水道管理課長 下水道部につきましても水道部と同様でございます、車検にあわせてオイル交換を行っております、車検代には修繕費の中から修繕費として支出してございます。

○木本委員長 松本委員。

○松本委員 私の感覚とちょっと違うんだけど、私はオイルでも燃料費だと思っています。違いますか。燃料費が修繕費というのは、オイルは違うと思うんですが、軽油、ガソリン、石油、オイル、こういうものは燃料費じゃないんでしょうか。

じゃ、車検代は当然車の修理なのに、オイル交換をやったりエレメント交換をしたりとかやるでしょう。交換は修繕だよ。ここにオイルを入れるでしょう。それが修繕費になっちゃうの。何か私はおかしいと思うんだ、それは。オイルも燃料費の一つだと思う。だからはっきり言って、軽油だとかガソリンというのは、価格が一定されてますから、あまり利益はないんですよ。オイルが一番利益があるんです。オイルというのは表現でピンからキリまでとかよく言うでしょう。オイルってそういう種類があるわけ。だから、いいオイルを入れてんのか、安いオイルで正当な価格で車検をやったのか、ということで、皆さんに聞いても、これ分かんない。請求でお支払いしてるだけ。

ただ、その認識としてオイルが何で燃料費に入んねえのかなというのは、ちょっと私は納得できないんだけど、いかがですか。これは、これまでもずっとそうやってやってきたんですか。じゃ、オイル代は幾らだって別個に聞いたならば、皆さん答弁できますか。できないでしょう。車検代に含まれちゃってるからね。じゃ、一般的に車検というのは、ちょっと横道にそれるけれども、軽自動車とかトラックとかによって

車検の料金が違うと思うんです。だから、車検代、例えば平均して、じゃ、1台幾らの平均になっていますかと私が質問したら、これも分かんないでしょう、分かんないでしょうね。私は当初予算で賛成していますから、これ以上ちぐはぐするようなことは言いませんけれども、皆さんはプロですから、プロフェッショナル、専門家です。私らは素人。だから、そこら辺までちゃんときちっと認識してやってんのかどうかということを知りたいわけなんです。ちょっとその辺の認識が甘いかなと、正直言って私は思います。オイルが修繕費に入っちゃっているのが、どうしてかなとちょっと疑問。いかがですか、委員長、オイルというのは修繕費なのか、燃料費なのか。ですから、この価格についても、先ほど申し上げましたように国のほうからのリッター35円が入るから、今度は次の質問に進みますけれども、一般会計と公営企業会計だから、スタンドとの契約というのは別々にやってるんでしょう、これは。ですから、高騰してきたと私は令和3年度でも思います。ウクライナ問題とかいろんな問題があつてね。だから何回ぐらい契約をやり直して、当初は幾らで、今は幾らなのか。これは先ほど言ったように、国からの35円が入っていますから、そんなにべらぼうに高いとは思いませんけれども、その辺のところの契約の状況、一般会計と違って皆さんが契約をやってるんでしょう、スタンドと、企業会計だから。分かりますか、言っていること。じゃ、教えてください。

○木本委員長 それでは、梶山経理課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

燃料のガソリン、軽油の契約の方法についてということがまずあったかと思えます。

こちらにつきましては、市長部局のほうで単価契約というようなものを行っております。令和3年度ですと全部で12社と契約をしていたということでございます。水道部におきましても、同じように12社と単価契約をしております。これは市長部局のほうにつきましては市長名義の契約、上下水道局におきましては会社名義の契約になることから、12社と契約を結んでいるところでございます。

単価につきましては、市長部局のほうで価格を先に決定しております。その価格をもって上下水道局も同じ単価でお願いをしているところでございます。

次に、価格の件についての御質問があったかと思えます。

令和3年度におきましては、まず、4月当初からの契約といたしまして、ガソリンが1リッター当たり131円、そして軽油につきましては111円での契約ということで令和3年度が始まってございます。その後3回価格の改定がございました。7月にガソリンが137円、軽油が117円、11月にガソリンが146円、軽油が126円、2月にガソリンが151円、軽油が132円に変更となっております。市長部局にあわせて上下水道局もその時期に価格の変更を実施しております。

○木本委員長 それでは、鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道部参事兼下水道管理課長 下水道部につきましては、上下水道局ということで、上下水道局の単価で水道部と同様に執行してございます。

○木本委員長 松本委員。

○松本委員 そうすると、皆さん方の上下水道局のほうで直接指名をして入札しているということではないということになっちゃうね。これもちょっとおかしな話かなというような気がするんだけど。だってお金はさ、一般会計のほうからさ、繰入金にはありますけれども、そっちこっちね、両方とも。それで独立した

企業会計なんだから、何で向こうに倣って入札をしてこなくちゃなんないのかなという感じがするんだけど。もう少し、企業局のほうなんだから、権限を持って私はやってもいいのかなという気がするんだけど、その辺の考え方というかな、向こうより安く入れるんだったら、かえっていいんじゃない、例えば。これ競争入札でさ、幾らかでも安く。そうすると年3回やったということですね、契約を。

〔「全部で4回」と呼ぶ者あり〕

○松本委員 全部で4回、当初から最後まで。だから4回やったということは、要するにガソリンが高騰していったから、要するにそういうことが企業局のほうに小売業者のほうからそういう要請が何かあったということなんでしょうか。

○木本委員長 梶山経理課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えをいたします。

私どものほうでは、市長部局のほうに倣って単価と業者を決定しているというような御説明をさせていただいたところで、市長部局での単価の変更に伴って私どもも行っております。

入札については私どものほうで直接やっていないので、ちょっとその価格の部分について詳細にお答えすることはできないんですけども、市長部局のほうにお聞きますと、単価の決定というのは、納入を希望する業者の方々に見積りのほうをまず取ると。それと、資源エネルギー庁のほうで毎月、石油製品価格調査というのをやっているそうで、その結果に基づく実際の売買している価格を公表しているそうでございます。その公表している結果を参考にしながら、前回の決定時の価格との差が開いた場合に見積りを聴取して、単価を改定するというような形になっているとお伺いしています。

○木本委員長 それでは、鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道部参事兼下水道管理課長 下水道部のほうでは、単価契約関係につきましては水道部経理課のほうで結んでおりまして、それを上下水道局の単価ということで活用させていただいております。

○木本委員長 松本委員。

○松本委員 残り34分、時間は余りますけれども。

要するに入札の方法については、そして、そういう燃料費というのは、本来であればだよ、水道なら水道の集金したお金が、利益が出れば、そこから支出するとか、下水道ならば使用料とか受益者負担とか、そのお金から払っていくということが一番の正しいやり方なんだろうけれども、一般会計から来ているやつの中で両方に来ていますよね。これは燃料費のほうに入っていないんですか。一般会計のほうから来てるでしょう、それぞれ上下水道局に。じゃ、燃料費というのは当初予算でどこに入っているんですか、当初予算の公営企業の予算というのがあったよね。予算に関する説明書及び明細書というのが、何番かがあったね。これかな、この⑧かな。

○木本委員長 決算書⑧の。

○松本委員 ⑧ですね。

○木本委員長 102から104ページで、1回聞きましょうか。

梶山経理課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えをいたします。

決算書の⑧、公営企業会計の水道のほうのページでよろしいでしょうか。

○松本委員 はい。

○梶山水道部参事兼経理課長 水道で申しますと3条予算になるんですが、47ページに水道事業費の営業費用ということで、原水及び浄水費という目がございます。この中に燃料費という節がございます。ここで、まず、これは決算になるんですが、66万3,969円が出てまいります。

同じように目で言いますと、配水及び給水費がございます。ページを返していただきますと、48ページ以降に受託工事費、業務費、総係費というような形で、それぞれに燃料費というのが計上され、決算額が記載されているところでございます。

なお、4条予算につきましては、この決算書のほうにページというのがございますので、申し訳ございません。御理解願います。

○木本委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道部参事兼下水道管理課長 下水道のほうにつきましても、⑧の決算書におきまして102ページになりますが、収益的支出におきます燃料費は、102ページの下水道事業費の営業費用の管渠費の上から給料、手当等とありますが、そのうち燃料費という項目がございます。こちらの燃料費と、あと、隣の103ページの上から6行目に、こちらは処理場費における燃料費ということで、こちらに計上してございます。

○木本委員長 松本委員。

○松本委員 そうすると、両方とも当初予算と決算額との燃料費の金額の差、これは分かるでしょう、決算をやったんだから。当初予算が幾ら、トータル幾ら、決算が幾ら使った。足らなかったのか、足りたのか、上下両方とも、お答えいただきたい。

○木本委員長 梶山経理課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えをいたします。

今の予算と決算との比、これについては事業費全体でよろしいですか。

○松本委員 いいですよ。

○梶山水道部参事兼経理課長 はい。そうしますと、まず、令和3年度におきます予算につきましては、ガソリンと軽油あわせてでもよろしいでしょうか。

○松本委員 はい。オイルは抜いてあるんだろうから。

○梶山水道部参事兼経理課長 あわせますと、公用車用の燃料としての予算につきましては18万4,000円を見込んだところでございます。決算につきましては、燃料費のほうのちょっと高騰がございます。196万4,771円になってございまして、予算と比べますと14万771円オーバーをしているところでございます。

○木本委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道部参事兼下水道管理課長 下水道部につきましては、ガソリン代の予算としまして108万9,000円でございます。決算につきましては、先ほど申し上げましたとおり80万6,126円ございましたので、予算内に収まったというところでございます。

○木本委員長 松本委員。

○松本委員 私は予算より上回っている水道のように幾らかでも上がってんのかなと思った。4回も契約をやり直し、物価の高騰だから、ガソリンも上がっているわけだからね。

そうすると、下水道は予算内に収まった。予算内に収まったということは、予算よりどのぐらい少なかったのか、ちょうどだったのか、いかがですか。

○木本委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道部参事兼下水道管理課長 予算が108万9,000円で、決算が80万6,126円でしたので、28万2,874円の不用額が出たということになります。

○木本委員長 松本委員。

○松本委員 そうすると、その余ったお金は回すわけにいかないから不用額になった。そうすると、上水のほうは足らなかった。どこから足りない分を持ってきたの。

○木本委員長 梶山経理課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

先ほどの予算の中で、水道事業全体の中で3条、4条予算という話と、いろんな目ごとに燃料費というのが定められていますので、一概にどこの節から持ってきたよということとは言えませんが、備消耗品費ですとか、あとは印刷製本費の中で不用額が出た節がございますので、そこから流用をさせていただいて、お支払いに充てさせていただきました。

○木本委員長 松本委員。

○松本委員 今ずっと何点かさ、最初から質問した中で私が納得いかなかったのは、要するにオイルが修繕費という、この部分がちょっと私は燃料費だと思っているから、オイルというのが一番幅がありますから、オイルはオイル、車検は車検、別途の計算でやるべきではないのかなというのは私の感想です。

時間は25分余っていますけれども、これからも上下水道については、市民においしい水を与え、快適な公共下水道よっての暮らしができる、こういうことをさらに一層邁進していただいて、市民に豊かな暮らしを与えていただきたいということを最後に私は結びとして要望しておきます。

しかし、先ほども言ったオイルの問題とか車検なども含めまして、ちょっとその辺のところは後で委員長と相談しますから、意見になるかどうか分かりませんが、そういうことをお願いして、私の質問を終わらせていただきたいというふうに思っております。

以上です、委員長。

○木本委員長 それでは、松本委員の通告に関連する質疑があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 それでは、以上で松本委員の通告に関する質疑を終わらせていただきます。

次に、小川委員から発言をお願いします。

○小川委員 それでは、発言通告に従いまして令和3年度公営企業会計決算審査に当たり質問をさせていただきます。

御案内のとおり、公営企業特別決算委員会の発言通告の一覧を見てもらって1行目でございます。まず、

本来であれば決算は、やはり前年度との比較、そして本年度に当たる施策、こういう問題が一番であろうと思うんですが、私自身が不勉強なため、まずもって令和3年度水道事業会計決算参考資料の1ページ、業務実績比較表について、総人口から給水人口、そして配水量、有収水量、有収率と、そしてまた管路総延長、職員数、給水原価、給水単価とございます。

先ほど申し上げたように、私は、以下の1点についてちょっと引っかけたものですから、要はこの業務実績比較表についての記載のある有収率についてお伺いをしてみたいと、こう思っております。

それについては3点ほどございますので、御拝聴のほどよろしくお願いいたします。

まず1点目として、有収率とは、市内に配水した水量と収入があった水量との比率と捉えております。まず、この水道水をつくるに当たっては大変高い経費がかかっております。

したがって、今確認しようとしている有収率が高いほど効率的な経費の削減につながるものと考えておりますが、これらの数値に対する認識や考え方についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○木本委員長 それでは、梶山技監兼給水課長。

○梶山水道部技監兼給水課長 ただいまの小川委員の御質問にお答えいたします。

有収率とは、給水区域内に配水した配水量に対して料金あるいは他会計からの収入があった水量の割合を示すものです。配水量のうち、どのくらいの水量が現金に転置されたか示すものであり、大変重要な指標の一つと考えております。

有収率を向上させるため、有効に使われなかった、収入とならない水量のうち、漏水に伴う水量を減らす対策を行っております。これは漏水による道路陥没などの事故防止や管路の修繕、更新計画の基礎資料としても有効であり、今後も継続して実施していく必要があると考えております。

○木本委員長 小川委員。

○小川委員 ありがとうございます。

ただいま言われたように、かなりの年数がたち、いわゆる鑄鉄管にしてもしかり、その中で鉛管、そして石綿管、また給水取り込み口の漏水であったり、今日それぞれ耐用年数が過ぎて取替え時期に、いわゆる布設替え時期に来ておられるだろうと思うし、まだまだ旧市内においても残っておりますし、その辺を踏まえて、準備してしっかりと今後一日も早く——全部取り替えるとはなかなかいきませんから——進めていただければなど、こう思います。

恐れ入ります。次、2番目として、本年度、令和3年度の有収率、88.72%の数値が、前年度から1.03%低くなったこの理由についてと、また、我が市と同規模の事業者と比較して、どの程度の水準なのか説明をいただければなどと思っております。

○木本委員長 梶山給水課長。

○梶山水道部技監兼給水課長 ただいまの質問に対してお答えいたします。

令和3年度の有収率88.72%であります。前年度より1.03%の減少となっております。

要因といたしまして、漏水等に係る無効水量が前年に比べて約29万8,000トン、0.9%増加したためであります。

無効水量の増加要因につきましては、令和3年度は特記すべき大口径に係る漏水はございませんでしたが、

1件1件の漏水の累積により漏水量が増加したためと考えております。

次に、水戸市と類似の県庁所在都市の平均有収率は89.63%であります。水戸市と比較しますと、令和3年度に対しては0.91%低くなっております。

以上でございます。

○木本委員長 小川委員。

○小川委員 ありがとうございます。

全体的に同規模の都市より低くなっていると。本来であれば有収率については100に近いことが一番。相対的にやはり一番の大きな課題は、漏水問題であろうと思っております。これも踏まえて、1つ目の問題と同時に今後早急に進めていただければなと要望します。

それでは、さらに、この有収率向上に伴う対策として、令和3年度に行った内容を、具体的な件数を踏まえ、説明を行っていただきたいと、こう思っております。

説明のほどよろしく願いいたします。

○木本委員長 梶山給水課長。

○梶山水道部技監兼給水課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

市民からの連絡や水道部職員のパトロール、また調査専門会社への委託等により発見した水道管路からの漏水につきまして、令和3年度は453件ありました。早期の修理、復旧に努めております。また、給水管漏水調査、緊急漏水調査及び宅内漏水調査の3つを調査会社に委託しまして、地表面に流れ出ない地下の漏水も含めた漏水の早期発見、早期修理に努めております。

給水管の漏水調査は、配水管及び給水管の計画的な漏水調査を行うものです。令和3年度は宮町2・3丁目地内などを対象に調査延長172.8キロメートル、戸別調査1万6,133戸の調査を行い、給水管からの漏水69件を発見したところです。

あと一つ、緊急漏水調査につきましては、道路部分での漏水で、漏水箇所の特정이困難な場合にピンポイントで発見し迅速な修理をするものであり、令和3年度につきましては、住吉町地内1件の調査を実施しております。

3つ目といたしまして、宅内漏水調査につきましては、個人の宅内における漏水箇所の特정을目的としております。お客様からの依頼を受けて実施し、令和3年度は1,183か所の調査を実施いたしました。

給水管の漏水の約8割が鉛製給水管から発生しております。鉛製給水管解消事業を進めることで漏水発生件数の低減が見込め、有収率向上につながると思われれます。漏水発生後の対策だけではなく、今後起こり得る漏水の早期発見及び早期修理に努めてまいります。

○木本委員長 小川委員。

○小川委員 大変ありがとうございました。

最後にございましたように、やはり一番の肝腎な部分が漏水対策、そしてその情報、あとはこの中で、やはり漏水に関して、これは委託している業者はいないんですか。

○木本委員長 梶山給水課長。

○梶山水道部技監兼給水課長 今、委託している業者ということでしょうか。

○木本委員長 小川委員。

○小川委員 それは、いわゆる一般的に漏水していると明らかに分かるのかという部分だろうけれども、それ以外でパトロールなり、事業所内ではパトロールは当然、情報、そしてそのほかで委託業者、こういう専門の漏水に関して業者をお願いしている部分はあるのかということ。

○木本委員長 梶山給水課長。

○梶山水道部技監兼給水課長 給水管の漏水調査、緊急漏水調査、宅内の漏水調査につきまして、入札をかねまして業者さんに委託しております。

田中委員からあった請求資料の中で21ページに令和3年度の漏水調査ということで、給水管の漏水調査、緊急漏水調査、宅内漏水調査ということで請求資料のほうに明記はさせていただいております。

○木本委員長 小川委員。

○小川委員 ありがとうございます。

田中委員からもそういう部分の御指摘があるだろうと思いますし、いずれにしろ、私自身も不勉強な面が多々あるというようなもので、端的に冒頭に申し上げましたように、この有収率がちょっと引っかけたものですから、それを至急聞きたいということで、このたび質問になったわけでございます。

御丁寧に説明をいただき、大変ありがとうございます。いずれにしろ、今後も健全な水道事業の運営と、そして安全で安心した水道水の供給に努めていただければなとお願いし、私の質問を終わりにしたいと思います。どうも大変ありがとうございました。

○木本委員長 それでは、小川委員の通告に関連する質疑があれば発言をお願いします。

松本委員。

○松本委員 10分しかないもんだから。

今の有収率に対して水道は隣接の市町村に対する供給などは行われましたか。

○木本委員長 梶山給水課長。

○梶山水道部技監兼給水課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

令和3年度に関しましてはございません。

○木本委員長 松本委員。

○松本委員 茨城町とひたちなか市に行くようになっているでしょう。それは利用したんですか、送ったんですかという話。

○木本委員長 それでは、梶山経理課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

茨城町と行政界のところにある施設に対しましては、行っているところはあります。

○松本委員 それどこ、茨城町、どこ。

○木本委員長 場所は。

梶山経理課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 すみません、何度も。茨城町と那珂市、ひたちなか市とは協定というか契約は結んでいますが、ひたちなか市については令和3年度、すみません、ちょっと実績がなかったかと思いま

す。

○松本委員 だから塩分の関係で、こっちの青柳から送っているでしょう、そういうことがあったんですかと。

○梶山水道部参事兼経理課長 給水管の話でしょうか。茨城町と那珂市は送っております。

○木本委員長 松本委員。

○松本委員 だから、それは送ったんですかと聞いたの。

ひたちなか市なんかの場合は塩が上がっちゃった場合にくみ上げられないから、青柳のほうから市場のほうは、ひたちなか市のほうに水道を送るようになっているでしょうよ。そういうのをやったんですかという話を今聞いたわけです。

○木本委員長 梶山経理課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 たびたびすみません。ちょっと質問の趣旨を私のほうで取り違えてしまったところがございます、今までの発言のほうをちょっと取り消させていただきたいと思います。

令和3年度については、今委員おっしゃるような内容であれば、実績はございません。

○松本委員 はい、いいですよ。

○木本委員長 そのほかございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 それでは、以上で小川委員の通告に関する質疑を終わらせていただきます。

〔「残り行っちゃえ」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 いいですか、継続して次の質問者に行って。まだ時間ありますので。

〔「休憩は入れるようだろう」、「いや、やっちゃっていいんだったら」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 継続してやってよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 それでは、継続してやりますので、萩谷委員から発言をお願いいたします。

萩谷委員。

○萩谷委員 では、通告に従いまして質問のほうをさせていただきます。

一般会計からの繰入金あるいは市街化調整区域における整備の状況あるいは経営基盤の強化、こういったところの現状についてお聞かせいただいて、その課題なんかが見えてくればいいかなという、そういう趣旨でこの質問をさせていただきます。

まず最初ですけれども、下水道事業会計についてでございます。

一般会計からの繰入金といたしまして資料請求のほうもさせていただいたんですが、これは資料請求の下水道のほうの2ページですかね。こちらに一般会計繰入金の過去5年間の推移についてというのが書かれているかと思えます。

これを見る限りには、総額というのは平成29年度から令和3年度にかけて減ってはいます。ただ、ここで基準外と基準内というふうにありますね。基準外のほうを見ていきますと、これは増加傾向にあるというのが見て取れるかと思えます。

まず1点目といたしまして、こちらの現状認識と課題についてなんですけれども、下水道事業会計と一般会計繰入金の在り方について、この下水道事業というのは公共政策として公費を投入していく性質のものなのか、あるいはまた、地方公営企業として独立採算を目指すべきなのか、その辺りについて、市としてはどういう考えでやっていたらっしゃるか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○木本委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道部参事兼下水道管理課長 ただいまの萩谷委員の御質問にお答えいたします。

委員もお示ししておりましたとおり、請求資料の2ページの一番上に一般会計繰入金の過去5年間の推移を載せてございます。

一般会計繰入金では資料中、基準内、基準外と記載しております基準内繰入金と基準外繰入金がございます。公営企業は独立採算を基本とはしておりますが、下水道事業につきましては、雨水処理に要する費用など、特に公共政策として公表、購入すべき経費につきましては、一般会計からの繰入りを認められてございます。一般会計からの繰入りを認められている経費につきましては、総務省が基準を定めているため、基準内繰入金と呼んでおまして、令和3年度につきましては、繰入金総額48億7,800万円中35億9,588万1,000円で、こちらを基準内繰入金として繰り入れてございます。

一方で、本市の下水道事業は、基準内繰入金を繰り入れても財源不足が生じる状況であるため、基準にない赤字補填としての繰入金をいただいております、これが基準外繰入金と呼ばれておまして、令和3年度は表に記載のとおり12億8,211万9,000円でございます。

課題といたしましては、下水道事業は独立採算制を原則とする公営企業でありますので、一般会計からの繰入りを認められている経費を除いた部分、すなわち基準外繰入金につきましては、縮減が必要であると認識してございます。

○木本委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 そういうわけで、基準外については年々増えている状況で、赤字補填というのが増えているということがこの表からは見えてくるかと思うんですね。

これ実際に、ほかの自治体との比較もしてみる必要があるかと思っています。例えば県内の類似する都市としては、日立市なんかは、下水道の整備率がかなり高いかと思うんですね。あるいはつくば市とか土浦市とか、そういったところの基準外繰入れの状況というのはそこと比較してどうなんでしょうか。

○木本委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道部参事兼下水道管理課長 ただいまの萩谷委員の御質問にお答えいたします。

下水道事業につきましては、ほぼ全ての団体が一般会計からの繰入れを受けておまして、県内の団体ですと、令和2年度の数字になってしまいますが、日立市が約3億3,600万円、土浦市が約12億5,600万円、つくば市が約12億2,000万円の繰入金を受け入れておまして、繰入金の額は事業体の規模等によりまして異なっております。

また、この基準外の繰入れにつきましては、茨城県内で下水道事業を行う43団体のうち、約9割の団体が基準外繰入金も受け入れている状況でございます。

○木本委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 こうしてみると日立市なんかは、もう既に整備がかなり進んでいるということで少なめに出ています。土浦市とかつくば市については、ちょっと高めにしているという傾向なんですか。この辺りの評価というのは。

○木本委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道部参事兼下水道管理課長 ただいまの萩谷委員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、日立市はかなり古くから整備が進んでおりまして、公債費自体も大分少なくなってまいりますので、繰入金も3億円台と、かなり少なくなっておりまして、土浦市、つくば市につきましても12億円台にということですので、水戸市はかなり多くなっておりまして、水戸市につきましては、平成18年から21年に集中投資を行った時期もございまして、そのとき借り入れた起債、企業債を今返しているということになりまして、水戸市の繰入金は若干高めになってはございます。

○木本委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 そういった傾向があるわけなんですけど、それで3点目として、今後の方針ですが、この繰入金に関する方針というのはどういう考えでしょうか。

○木本委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道部参事兼下水道管理課長 ただいまの萩谷委員の御質問にお答えいたします。

先ほども申し述べましたように、集中投資した期間がございまして、それで多額の企業債の元金償還金が生じているところではございますが、この集中的な整備によりまして、今普及率も飛躍的に向上いたしまして、生活環境の向上にも大きく寄与したのではないかとこのふうには考えております。

繰入金につきましては、今後、今発行している企業債の発行抑制を行っておりまして、企業債残高及び元金償還金の縮減を図ってまいりまして、基準外繰入金につきましては、縮減を図っていきいたいというふうを考えております。

○木本委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 分かりました。

じゃ、2番目の項目のほうに移っていききたいと思います。

2つ目としては、市街化調整区域における整備状況と受益者負担の状況についてお聞きしていきたいと思っております。

特に水戸市の場合、市街化調整区域における下水道の整備というのも課題になって、特にエリア指定の辺りを中心に進めているかと思っております。ちょっと資料請求もさせていただいたんですが、これは先ほどの下の段ですね、2ページの。整備総面積に占める市街化調整区域における整備面積の過去5年間の推移というのが出ています。これを見ても市街化調整区域における整備というのがどんどん進んでいるというのが分かります。

特に私の住んでいる笠原地区なんか大分そういったことで進んでいるわけなんですけれども、まず、水戸市において市街化調整区域における下水道の整備状況と整備方針というのをどのように考えているのか。具体的にどのような方針で整備していくのか、その辺りについてお聞かせいただければと思います。

○木本委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道部参事兼下水道管理課長 ただいまの萩谷委員の御質問にお答えいたします。

請求資料2ページ中段の表にありまして、整備面積に占める市街化調整区域における整備面積の5年間の推移ということになります。整備状況につきましては、令和3年度末における整備面積4,966ヘクタールのうち、市街化区域が3,936ヘクタール、市街化調整区域が1,030ヘクタールとなっております。現在は市街化区域の整備はほぼ完了しております。市街化区域に近接した市街化調整区域の整備が主となっております。こちら市街化調整区域の全体に占める整備割合としましては、率を求めますと20.7%となっております。

市街化調整区域における整備方針ということですが、昨年11月の建設企業委員会で御報告させていただきましたとおり、令和3年度末に事業計画の変更を行っております。

事業計画の変更におきましては、近年の人口減少等の社会情勢の変化に伴い、より効率的で効果的な整備が求められているという状況がございます。こういった状況を踏まえまして、幹線管きよの整備状況や家屋の密集度などを考慮した上で、今後10年程度で最も効率的に整備できる区域として約174ヘクタールを事業計画区域に追加してございます。

今後とも引き続き、市民の生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るために、着実に事業を進めていきたいと考えてございます。

○木本委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 それでは、現在の事業計画区域についてなんですけれども、この整備完了見込みというのはどういう見込みでしょうか。ちょっと決算を越えているかもしれませんが。

○木本委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道部参事兼下水道管理課長 現在の事業計画区域の整備完了につきましては、今後10年程度で整備できる区域を追加したということもございます。拡大前の事業計画区域が大体令和8年度ぐらいまでの整備を予定しております。拡大した区域につきましては、今後10年程度でということで、この10年での完了を目指してまいります。

○木本委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 次に、受益者負担の状況と方針についてちょっとお聞かせいただければと思います。

受益者負担というのを今の状況について説明していただければと思うんですが、特に民間の開発事業者あるいは開発後の宅地や住宅購入者にかかる下水道の受益者負担というのがどういった状況なのか、どういったことをやっていますでしょうか。

○木本委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道部参事兼下水道管理課長 ただいまの萩谷委員の御質問にお答えいたします。

受益者負担金につきましては、下水道事業受益者負担金につきましては、公共下水道を建設するための財源の一部として下水道が整備される区域の土地の所有者、または使用者に土地の面積に応じて御負担いただくものでございまして、こちらにつきましては、市街地区域、市街化調整区域にかかわらず御負担いただいております。

民間の開発事業者分譲地ということなんですけれども、開発事業地や住宅分譲地の受益者負担金につきま

しては、下水道が整備された区域の面積に応じて下水道が整備されたときの土地の所有者または使用者に受益者負担金を御負担いただいております。

また、受益者負担金につきましては、毎年賦課されるものではなく、その土地に対して1回限り賦課されるものとなっておりますので、そのため、賦課された受益者負担金が完納となれば、その後で土地の所有者が変わりましても新しい所有者に賦課されることはございません。

○木本委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 今のお話だと1回限りというお話なんです、よく地元のこと、よく袴塚議員さん、さっきいらっしゃったんですけども、都市計画区域と市街化調整区域で、都市計画区域内は都市計画税というのが課されているわけですね。そういう意味で、市街化調整区域については、それが課されていないということなんです、その辺りで都市計画税に代わるような受益者負担みたいな制度というのがあるんでしょうか。

というのは、そういったことで市街化区域にいる方の中で不公平感を感じているような市民の方もいらっしゃるんですけど、その辺りについて何かお考えとかはありますでしょうか。

○木本委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道部参事兼下水道管理課長 ただいまの萩谷委員の御質問にお答えいたします。

下水道事業受益者負担金につきましては、下水道が整備されることによって利益を受ける方に下水道の建設費の一部を御負担いただくという制度になってございまして、こちらにつきましては、市街化区域、市街化調整区域にかかわらず御負担いただいているところなんですけれども、都市計画税につきましては、公共下水道の整備だけをもって判断されるものではございませんので、受益者負担金とは区別して考えていく必要があるのではないかと考えております。

○木本委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 その辺、しっかり市街化調整区域の方と市街化区域の方との不公平感が感じられないような説明というのもしっかり必要かなというふうには考えておりますので、その辺り市のほうでよく対応していただけないかなというふうに考えています。

3番目のほうに移りたいと思います。3番目は、経営基盤の強化についてということで資料請求のほうもさせていただきます。

まず、資料請求の1番、使用料の過去5年間の推移についてですけども、これ1ページですね。こちらを見させていただくと調定額は微増ですね。収入済額というのが、こうやって見ると横ばいなんじゃないかな。一方、収納率というのは88%台にとどまっておりますよね。これ、一般の市税収入については90%、95%ぐらいにいつているかと思うんですが、この辺り随分ギャップがあるかと思うんですが、どういった状況なのかということも含めて、この使用料収入の状況について説明していただければと思います。あわせて使用料収入に関する課題としてはどのようなものがあるのか。さらに収納率向上というのは何をしているか、その辺りについてお願いいたします。

○木本委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道部参事兼下水道管理課長 ただいまの萩谷委員の御質問にお答えいたします。

下水道使用料の収入につきましては、請求資料の1ページの下段の表になりまして、過去5年間の推

移を表してございます。

令和3年度の収納状況は一番右の列のとおりでございまして、現年度、過年度分の調定額の合計が40億5,546万1,077円、収入済額が35億9,296万3,805円で収納率が88.6%となっております。令和2年度と比べますと収納率は0.3%向上しております。

下水道の収納率につきましては88%台ということなんですけれども、こちらは、下水道の使用料は水道部に徴収を依頼してございまして、その事務手続上、3月調定分が現年度に収納できないという状況がございまして、3月分が収入済みに入らない分、収納率が低く表れることになっております。仮に水道料金と同様に、3月調定分を年度内の収入として換算した場合、下水道使用料の収納率は、令和3年度ですと95.7%になります。

課題としましては、使用料収入につきましては下水道事業における根幹でございますので、経営負担の強化のためにも収納率の向上というものが求められているところでございます。その収納率向上のための取組としましては、徴収業務を担当する水道部におきまして、給水停止の早期対応や継続的な文書催告、現地訪問を行っているほか、下水道部におきましても、所在不明などの理由で徴収困難になった者に対して居所を追加調査した上での文書催告などを行ってございます。

令和3年度におきましては、258件の文書催告を行いまして47万6,601円をお支払いいただいたところでございます。

下水道使用料につきましては、経営上非常に重要な財源でございますので、今後におきましても、収納率の向上につきましては強く進めていきたいと思っております。

○木本委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 じゃ、次、行きますね。接続率向上への取組ということで、あわせて接続率をどういうふうに高めていくかというのも、この経営基盤強化につながっていくと考えておりますが、令和3年度に実施した向上への取組についてどのようなことをなさっていますでしょうか。

○木本委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道部参事兼下水道管理課長 ただいまの萩谷委員の御質問にお答えいたします。

接続率、つまり水洗化率と呼んでおりますが、水洗化率の向上につきましては、まず、令和3年度に実施した取組といたしまして、供用を開始している地区に対して職員による戸別訪問を行いまして、下水道への接続のお願いの通知を配布したところでございます。また、新たに下水道管の整備が完了した地区の土地所有者に下水道が利用可能になった旨のお知らせや接続依頼の通知を郵送してございます。さらに、ホームページや「広報みと」による広報活動を行いまして、水洗化率の向上に努めてございます。

この結果としまして、令和2年度には87.7%だった水洗化率が、令和3年度には87.9%に0.2ポイント向上してございます。

○木本委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 じゃ、ちょっともうお昼近くなっているんで、さくさく行きたいと思います。

維持管理費の説明、取組というところですが、こちら維持管理に係る過去5年間の推移ということで資料請求させていただきました。これが1ページ目ですね。これを見ると、平成29年度から令和2年度まで

ずっと増加傾向にあるんですが、令和3年度はもう下がっているように見えますね。

まず、この下水道施設の維持管理費の節減でどういう取組を水戸市としてやっているか、御説明いただければと思います。

○木本委員長 では、渡邊下水道施設管理事務所長。

○渡邊下水道施設管理事務所長 ただいまの萩谷委員からの御質問にお答えいたします。

請求資料の1ページを御覧願います。

下水道事業の維持管理費の推移を記載しております。維持管理費の推移につきましては、近年大きな変動はなく、増減の主な要因は施設の点検における定期的な機械のオーバーホールの有無によるものです。下水道施設の維持管理費につきましては、浄化センターが24時間稼働する施設であることから、電気使用量の大きさが課題となっております。そのため、特に電気料金の削減について積極的に取り組んでおります。

主なものとして、消化ガス発電システムを導入しております。消化ガス発電システムにつきましては、水戸市浄化センターにおいて平成26年4月から稼働しており、発電した電気を施設内で使用することで電気料金の削減を図っております。令和3年度に関しましては、年間3,035万3,107円分の電気料金に相当する電気分を発電しております。

以上でございます。

○木本委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 今御説明いただいたんですが、令和3年度にちょっと下がりましたよね。こちらは何か要因があるんでしょうか。令和2年度が約17億8,100万円から令和3年度が約17億6,100万円とちょっと下がっていますよね。こちらは何か思い当たることがありますか。

○木本委員長 渡邊下水道施設管理事務所長。

○渡邊下水道施設管理事務所長 ただいまの萩谷委員からの御質問にお答えいたします。

浄化センターの機械のオーバーホールに関してなんですけれども、いろんな機械がありますので、前々年度と前年度を比べましても、機械の維持管理の経費も修繕のかかり方も経費が若干違います。また、昨今は電気料金の自由化などで電気の契約などに関しましても変動がございますので、その辺で金額の差異が出てきている状況でございます。

以上でございます。

○木本委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 分かりました。

じゃ、これはこれから軽減していくとか、そういったわけではないということですね。

○木本委員長 渡邊下水道施設管理事務所長。

○渡邊下水道施設管理事務所長 ただいまの萩谷委員からの御質問にお答えいたします。

下水道部といたしましては、数あるストック資産に関しまして老朽化が進んでいることとございますことから、ストックマネジメント計画という資産管理の計画を立ててございまして、維持管理に関しましても、今までの観点の修繕方法から予防保全の観点に移行することによりまして、早期に原因を見つけ出しまして、対策をしながらトータルコストを抑えていくというような対策を含めまして、今後に関しましても維持管理

の縮減に関して努めてまいります。

以上でございます。

○木本委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 じゃ、最後にします。

4点目として、債務返済における長期的な方針ということで、これも資料請求したんですが、これ何ページですかね。

〔「2ページ」と呼ぶ者あり〕

○萩谷委員 ありましたね。2ページの一番下、市の債務残高に占める、下水道に関する債務の過去5年間の推移ということです。

これを見ると、かつてはですね、平成29年度で見ると、市の債務全体の37.7%と非常に大きな比重を占めていましたね。ところが、こちらも残高や割合とか、年々減少している傾向にはあります。こういった下水道事業の債務の状況について、現状はどういうふうに捉えていらっしゃるのか。あるいは下水道事業の債務返済における具体的というか長期的な方針ですね。長期的にどういうふうにしていくのか、その辺り御説明いただければと思います。

○木本委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道部参事兼下水道管理課長 ただいまの萩谷委員の御質問にお答えいたします。

請求資料2ページの一番下でございますとおり、下水道に関する債務の過去5年間の推移ということで載っておりますが、令和3年度末につきましては、下水道事業の企業債残高は708億5,230万431円まで低減しておりまして、本市全体の債務に占める割合は29.9%ほどになっております。

先ほど一般会計繰入金の御質問の際にも申し上げましたとおり、下水道事業の企業債につきましては、毎年度の新規発行額がその年の償還額を上回らないように発行抑制を続けまして、企業債の残高を減少させていきたいと考えております。

下水道事業では新規の整備計画や、先ほどお話がありましたストックマネジメント計画等に基づく事業につきまして、今後も企業債を活用した事業の推進を図ってまいります。引き続き企業債につきましては、適切に発行を管理しまして縮減に努めていきたいと考えております。

○木本委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 大体の傾向は分かりました。今後のことについては、決算で大体现状と傾向、課題が分かりましたので、一緒にこれからどういうふうにしていくかというのを考えていければと思います。

私のほうからは以上にさせていただきます。

○木本委員長 それでは、萩谷委員の通告に関連する質疑があれば発言を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ありませんか。以上で萩谷委員の通告に関連する質疑を終わらせていただきます。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、次回の委員会は、明日午前10時から開会したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして本日の委員会を散会します。

御苦労さまでした。

午後 零時 4分 散会